

移動サービス 認定運転者講習テキスト 2011年7月 第2版  
 <初版からの主な修正点>

項目	第2版ページ		内容	
第2章 移動サービス概論	P11	5行目	「障害者自立支援法の居宅介護も同様。」を追加。	
		17行目		
	P16	2行目	「2010年（平成22年）までに18,000台の福祉タクシーを整備」→ 「2020年（平成32年）までに28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を整備」	
		2行目 3行目	「始業点検」→「点検」 同上	
第3章 移動サービスの利用者を理解する	P17	10行目	「初回の場合は」削除。 「名前と所属」→「所属と名前」	
		P20	4行目	「具体的には各団体・事業者が法制度の定める範囲内で自主的に決めています。」を追加。
		P27	11行目	「座バット」→「座パッド」
第4章 接遇・介助	P30	6行目	「廃用性症候群」→「廃用症候群」	
	P34	18行目	「4）相手が大人の場合」→ 「4）敬称 相手が大人の場合 ～ 」	
		P36	13行目	「●生活用と競技用」→全文削除
	P36	14行目	「●折りたたみ、背折れ、介助ブレーキ、肘掛け、脚部、室内、モジュール」の単元を追加。	
		P37	1行目	「●リクライニング、ティルティング」の単元を追加。 いすの種類についての一部表現を追加、修正。順番も入れ替え。
	P37	15行目	「●自操用標準型電動車いすと自操用ハンドル型電動車いす、自操用簡易型電動車いす」の単元を追加。	
		P39	12行目	初版 P43 2) 出発 ～P48●車椅子用階段昇降機までの文章を、2版 P39 から P45 までに挿入。
	P46	1行目	初版 P39～P41 「(4) 車いすの点検と整備」を (5) として挿入。	
	P48	3行目	「この章の冒頭でも述べているように～」を「介助の基本的な心得はこの章の冒頭でも述べているように～」に変更。	
	P50	1行目	初版 P49～P51 「(4) セダン車両の乗降～トイレ介助」を挿入。	
P54	10行目	第一段落目の文章の順番を入れ替え。		

第5章 移動サービスで使用する車両	P58	11行目	「有償運送では、使用する車両は次に挙げる福祉車両とセダン」→「有償運送では、使用する車両は乗車定員11人未満の次に挙げる福祉車両とセダン」に修正。
		12行目	「乗車定員、座席の配置等もいろいろあります。大きさは軽自動車から乗車定員11人未満の車両となります。」→「大きさは軽自動車から大きなワンボックス車までいろいろ使われています。」に修正。
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する	P74	下から4行目	「法第4条または法第43条に基づく事業許可を取得した介護サービス事業者が、訪問介護員等の所有する自家用自動車を使用して旅客運送を行なうための許可（法78条による許可）が含まれます。法第4条（福祉輸送限定）や法第43条（特定）による事業用の運送は従来同様に許可が必要です。」→「法第4条（福祉輸送限定）または法第43条（特定）に基づく運送事業の許可を取得した介護サービス事業者が訪問介護員等の所有する自家用自動車を使用して旅客運送を行なうための許可（法78条による許可）が含まれます。」に修正。
		右表4番目	「訪問介護員等が介護保険の対象者向けに介護保険のケアプランに則って行う運送」→ 「訪問介護員等が介護保険や障がい福祉サービスの対象者向けに行う運送。」
	P79	1行目	(4) 福祉有償運送における対価→●福祉有償運送における対価
		6行目	「(4) 訪問介護員等による有償運送とは」→(5)に変更。 「障害者自立支援法による居宅介護も同様」を追加。
		下の表	「障害者自立支援法による居宅介護も同様」を追加。
	P80	8行目	「交通空白輸送では運転関連のみ、」→「交通空白輸送では運転関連のみです。」
		9行目	「運転関連に加えて、使用する車両の種類によって介助関連となります。」→「運転関連に加えて、セダン（福祉車両以外）を使用する場合は介助関連となります。二種免許を持っていてもセダンを使う場合介助関連の要件を備える必要があります。」に修正。
		下から4行目	「活動を始めてから万一、～～免許停止でも同じ扱いとなります。」→表の上に移動
P81	表(中)	「自家用自動車管理業運転サービス科修了」→ 「ケア輸送サービス従事者研修修了」に訂正。	

	P86	8 行目	「免許更新前に警察庁の高齢者講習を受講しなければなりません。」 → 「免許の更新を受けようとするときは、有効期間満了日の前 6 ヶ月以内に警察庁の高齢者講習を受講しなければなりません。」に修正。
		12 行目	「受講期間が更新期間満了の3ヶ月以内から6ヶ月以内に延長されたほか、」 → 削除
		20 行目	「(2010 年度 (平成 22 年度) 中に四つ葉のクローバーにシニアの「S」を組み合わせた「四つ葉マーク」に変更されると予定です)」 → 「(2011 年(平成 23 年)2 月から四つ葉のクローバーにシニアの {S}を組み合わせた「四つ葉マーク」に変更されましたが、変更前の高齢者運転マークも当分の間使用することができます。)に修正。 新たな高齢運転者標識を追加。
	P87	下から 7 行目	「団体で使用する車両については」 削除。
	P89	3 行目	「車いす移動車 (8 ナンバー) は全額が減免されます。普通車 (5 ナンバー) の場合は、架装内容によって一部が減免となります。」を削除。
第 7 章 移動サービスの運 転に必要な知識と 心構え	P92	2 行目	「1 利用者を中心とした運転とは」 → 「1 移動サービスでの運転とは」
	P93	表の下 1 行目	「(2) 利用者に負担の少ない運転をする」 → 「(2) 利用者に合わせた運転をする」
	P96	17 行目	「車間距離の見え方、ブレーキの効き具合も車両によって異なります」を追加。
第 8 章 リスクへの備えと 対応	P102	下から 9 行目	「そのためのするための参考」 → 「そのための参考」
	P103	7 行目	「最近の福祉車両は」 → 「車両は」
	P104	1 行目	「乾かないうちに乾いた布で」 → 「すぐに別の布で」
	P109	下から 4 行目	「小さめの乗用車と大きめのワンボックスタイプの車両」 → 「車両」
第 9 章 運転実技	P114	3 行目	「車いすで乗車しているため体が安定しなかったり」 → 「体が安定しなかったり」
	P116	14 行目	「ポイントごとに」 → 「乗降介助のポイントごとに」
	P118	14 行目	「福祉車両」 → 「車両」